

第四十号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について		左記のとおり債権を放棄する。	
記			
一 債権の概要			
(一) 債務者	江戸川区民		
(二) 債権の名称	生活保護費返還金		
(三) 債権の総額	百一万千四百二十三円		
二 債権の内訳			
(一) 債権ア	債権の額	二十万七千三百六十六円	
	債権発生日	平成二十九年五月二十三日	
	債権発生理由	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条	
(二) 債権イ	債権の額	七万三千三十四円	
	債権発生日	平成二十九年五月二十五日	
	債権発生理由	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十	
		六号）第五百五十九条	
(三) 債権ウ	債権の額	十四万六千三百九十円	
	債権発生日	平成二十九年五月二十五日	
	債権発生理由	地方自治法施行令第五百五十九条	

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
債権コ	債権ケ	債権ク	債権キ	債権カ	債権才	債権エ
債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由	債権の額 債権発生日 債権発生理由
九万千九百四十四円 地方自治法施行令第百五十九条	二千九百三十三円 平成二十九年九月二十五日 地方自治法施行令第百五十九条	六万六千九十円 平成二十九年八月七日 地方自治法施行令第百五十九条	四万六千四百五十七円 平成二十九年七月五日 地方自治法施行令第百五十九条	三万八千二百十一円 平成二十九年六月三十日 地方自治法施行令第百五十九条	三万八千二百十一円 平成二十九年六月三十日 地方自治法施行令第百五十九条	十一万四千九百八十七円 平成二十九年五月二十五日 地方自治法施行令第百五十九条

(±)

債権サ

債権 の額	債権 発生日	債権 発生理由
十二万円	平成二十九年十一月十三日	地方自治法施行令第一百五十九条
債権 発生日	債権 発生理由	債権 発生理由
令和二年九月三日	生活保護法第六十三条	

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和二年十二月十六日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。